

立教英國学院父母の会規約

(名称・事務局)

第1条 本会は、名称を「立教英國学院父母の会」と称し、事務局を会長宅内又は役員宅内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者により、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、次のことを行う。 1) オープンデーへの協力
2) その他本会の目的達成に必要な活動

(組織及び役員)

第4条 本会は、立教英國学院に在籍する児童生徒の保護者全員によって組織し、次の役員を置く。ただし、兼任をさまたげない。また、必要に応じて委員を置けるものとする。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名以上
- 3) 書記 1名
- 4) 会計 1名以上
- 5) 委員 必要に応じて

(役員の任期)

第5条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

役員の欠員が生じた場合は、あらたに役員を選出する。補充のために選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表し、各会議を招集する。
会長に事故あるときは、副会長ほか役員はその職務を代行する。
- 2) 副会長は、会長を補佐する。
- 3) 書記は、役員会等の議事録の作成と、父母の会便りの作成を行う。
- 4) 会計は、本会の経費の出納を行う。
- 5) 委員は、本会の活動の補佐を行う。

(会計監査)

第7条 本会は1名の会計監査を置く。

(会費)

第8条 本会の会費は、各年度、父母の会によって決定する。

2003年5月	制定
2004年5月	改定
2005年5月	改定
2021年5月	改定